

平成20年度市場化テスト対象3調査の 次期事業の計画について

[目 次]

牛乳乳製品統計調査	1
生鮮食料品価格・販売動向調査	3
木材価格統計調査	5

牛乳乳製品統計調査の民間競争入札に係る措置に関する計画

平成22年3月
農林水産省

1 措置に係る計画案

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）及び公共サービス改革基本方針（平成21年7月10日閣議決定。以下「基本方針」という。）（別添1）に基づき、牛乳乳製品統計調査における民間競争入札について、次のとおり計画案を策定した。

2 業務の概要

牛乳及び乳製品の生産、出荷及び在庫等に関する実態を明らかにし、畜産行政の資料を整備することを目的とし、基礎調査と月別調査（牛乳処理場・乳製品工場用及び本社用）を実施している。

（1）調査の期日

基礎調査：毎年12月末日現在、月別調査：毎月末日現在

（2）調査の事項

① 基礎調査

- ア 経営組織
- イ 常用従業者数（12月31日現在）
- ウ 生乳の送受乳量及び処理内訳（12月の月間）
- エ 牛乳等の生産量及び出荷状況（1月から12月まで）
- オ 飲用牛乳等の容器容量別生産量（10月の月間）
- カ 生産能力（12月31日現在）
- キ 乳製品の生産量（1月から12月まで）及び年末在庫量（12月31日現在）

② 月別調査（牛乳処理場・乳製品工場用）

- ア 生乳の送受乳量及び繰越、繰入量
- イ 生乳の処理量
- ウ 牛乳等の生産量
- エ 飲用牛乳等の都道府県別出荷量
- オ 乳製品の生産量及び月末在庫量

③ 月別調査（本社用）

乳製品の月末在庫量

（3）調査対象

基礎調査 全国の牛乳処理場及び乳製品工場

月別調査 ① 以下に該当する全国の牛乳処理場

- ・ 月間生乳受乳量300トン以上の牛乳処理場
- ・ 県外から受乳又は飲用牛乳等を県外へ出荷している牛乳処理場
- ・ 上記に加え、県内の牛乳処理場を生乳受乳量が多い順に並べたときに県内生乳受乳量の80パーセント以上をカバーするまでの牛乳処理場

② 全国の乳製品工場

- (4) 調査客体数
基礎調査：669工場、月別調査：381工場

3 入札の対象範囲

(1) 基礎調査

実査準備(調査関係用品の印刷、調査員の確保、調査客体への協力依頼)、実査(調査関係用品の配付、オンライン調査システムの回答者情報登録、調査客体からの問い合わせ・苦情等への対応、調査票の作成、調査票の回収・督促、調査員からの疑義対応)、審査(調査票の内容審査、調査客体への疑義照会)、調査票データの電子化、集計(調査票データの集計、第1報の統計表の作成、報告書統計表作成、審査)、調査客体への謝礼支給

(2) 月別調査

実査準備(調査関係用品の印刷、調査客体への協力依頼)、実査(調査関係用品の配付、オンライン調査システムの回答者情報登録、調査客体からの問い合わせ・苦情等への対応、調査票の回収・督促)、審査(調査票の内容審査、調査客体への疑義照会)、調査票データの電子化、集計(調査票データの集計、第1報の統計表の作成、報告書統計表作成、審査)、調査客体への謝礼支給

4 入札等の実施予定時期

平成22年7月ごろを目途に入札公告し、平成22年11月から落札者による事業を実施する予定。

5 契約期間

平成22年11月から平成26年1月までの3年3カ月

6 計画案策定に当たっての考え方

(1) 民間競争入札導入の経緯及び実施状況

法に基づく基本方針において、本調査については、民間競争入札の対象とされ、平成20年11月から平成23年1月までの2年3カ月間の予定で民間競争入札による落札者に委託しているところである。

平成22年2月には平成21年調査分について実施状況を取りまとめ(別添2参照)、調査客体のすべてから調査協力を得ること及び調査票の回収率を100パーセントとすることについて達成できなかったこと、また、初期段階には調査結果の報告が遅れるなどの問題点が明らかになったところである。

今後、平成23年から25年までの調査分については、これらの問題点等を踏まえ、適切に本業務を遂行できるよう民間競争入札実施要項にその改善策を反映させる等の措置を講ずるとともに、事業の一層の効率化を図る観点から調査の委託範囲を拡大し、民間競争入札を実施することとする。

(2) 契約期間

契約期間については、基本方針に基づき複数年とする必要があり、また、より長期に委託することによって民間事業者の創意工夫を促し、調査の質の維持向上や経費削減を図るため、これまでの2年間の契約から、今回は3年間の契約を予定している。

生鮮食料品価格・販売動向調査の民間競争入札に係る措置に関する計画

平成22年 3 月

農林水産省

1 措置に係る計画案

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）及び公共サービス改革基本方針（平成21年7月10日閣議決定。以下「基本方針」という。）（別添 1）に基づき、生鮮食料品価格・販売動向調査における民間競争入札について、次のとおり計画案を策定した。

2 業務の概要

生鮮野菜の小売段階における国産品（標準品、有機栽培品、特別栽培品）、輸入品別の価格及び販売数量の動向を把握することにより、国内農業を振興するための各種施策に必要な資料を得ることを目的として実施している。

（1） 調査の期日

原則として毎月12日を含む週の木曜日

調査は 3 月、6 月、9 月、12 月の四半期毎に実施

（2） 調査の事項

生鮮野菜21品目について、国産品（標準品、有機栽培品、特別栽培品）、輸入品別の価格及び販売数量

（3） 調査対象

主要15都市に所在する生鮮野菜を取り扱っている「百貨店・総合スーパー」、「各種食料品小売業で従業者10人以上」及び「野菜・果実小売業で従業者5人以上」のセルフサービス店を営む事業所のうち、POSシステムを導入している店舗

（4） 調査客体数

130店舗

3 入札の対象範囲

実査準備（調査関係用品の印刷、調査客体の選定、調査客体への協力依頼）、実査（調査関係用品の配付、調査客体からの問い合わせ・苦情等への対応、調査票の回収・督促、調査員からの疑義対応）、審査（調査票の内容審査、調査客体への疑義照会、データチェックの処理等）、調査票データの電子化、集計（調査票データの集計、第1報の統計表の作成、報告書統計表作成、審査）、調査客体への謝礼支給

4 入札等の実施予定時期

平成22年7月ごろを目途に入札公告し、平成22年11月から落札者による事業を実施する予定。

5 契約期間

平成22年11月から平成26年2月までの3年4カ月

6 計画案策定に当たっての考え方

(1) 民間競争入札導入の経緯及び実施状況

法に基づく基本方針において、本調査については、民間競争入札の対象とされ、平成20年11月から平成23年2月までの2年4カ月間の予定で民間競争入札による落札者に委託し、経費削減に努めている。

平成22年2月には平成21年調査分について実施状況を取りまとめ(別添2参照)、調査票の回収率の月別目標70パーセント、年間目標76パーセントについては達成したものの、報告期日の順守を重視するあまり調査票の審査が行われないなどの調査精度上の問題点が明らかになったところである。

今後、平成23年から25年までの調査分については、これらの問題点等を踏まえ、適切に本業務を遂行できるよう民間競争入札実施要項にその改善策を反映させる等の措置を講じた上で、民間競争入札を実施することとする。

(2) 契約期間

契約期間については、基本方針に基づき複数年とする必要があり、また、より長期に委託することによって民間事業者の創意工夫を促し、調査の質の維持向上や経費削減を図るため、これまでの2年間の契約から、今回は3年間の契約を予定している。

木材流通統計調査のうち木材価格統計調査の民間競争入札に係る措置に関する計画

平成22年 3 月

農林水産省

1 措置に係る計画案

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）及び公共サービス改革基本方針（平成21年7月10日閣議決定。以下「基本方針」という。）（別添 1）に基づき、木材流通統計調査のうち木材価格統計調査における民間競争入札について、次のとおり計画案を策定した。

2 業務の概要

木材の価格水準及びその変動を的確に把握し、木材の需給及び価格の安定を図るための木材流通改善対策等に資することを目的として実施している。

（１） 調査の期日

毎月（15日現在）

（２） 調査の事項

① 素材（製材工場、合単板工場及び木材チップ工場）

ア 素材の購入価格

イ 素材購入価格の対前月差

ウ 価格変動の要因

② 木材チップ（木材チップ工場）

ア パルプ向け木材チップの工場渡し価格

イ 木材チップ販売価格の対前月差

ウ 価格変動の要因

③ 木材製品（木材市売市場、木材センター及び木材販売業者）

ア 木材製品の販売価格

イ 木材製品販売価格の対前月差

ウ 価格変動の要因

（３） 調査対象

製材工場、合単板工場、木材チップ工場、木材市売市場、木材センター及び木材販売業者

（４） 調査客体数

約400（うち、製材工場：約280、合単板工場：約20、木材チップ工場：約40、木材市売市場：約20、木材センター：約10、木材販売業者：約30）

3 入札の対象範囲

実査準備（調査関係用品の印刷、調査客体への協力依頼）、実査（調査関係用品の配付、オンライン調査システムの回答者情報登録、調査客体からの問い合わせ・苦情等への対応、調査票の回収・督促）、審査（調査票の内容審査、調査客体への疑義照会、データチェックの処理等）、調査票データの電子化、集計（調査票データの集計、第1報の統計表の作成、審査（地域別・調査品目別に相互関係及び変動傾向の検討を含む。）、調査客体への謝礼支給

4 入札等の実施予定時期

平成22年7月ごろを目途に入札公告し、平成22年11月から落札者による事業を実施する予定。

5 契約期間

平成22年11月から平成26年1月までの3年3カ月

6 計画案作成にあたっての考え方

(1) 民間競争入札導入の経緯及び実施状況

法に基づく基本方針において、本調査については、民間競争入札の対象とされ、平成20年11月より平成22年12月までの2年2カ月間の予定で民間競争入札による落札者に委託しているところである。

平成22年2月には平成21年調査分について実施状況を取りまとめ（別添2参照）、調査票の回収率100パーセントについては達成したものの、報告の遅延、公表値の修正等の調査精度上の問題点が明らかになったところである。

今後、平成23年から25年までの調査分については、これらの問題点等を踏まえ、適切に本業務を遂行できるよう民間競争入札実施要項にその改善策を反映させる等の措置を講じた上で、民間競争入札を実施することとする。

(2) 契約期間

契約期間については、基本方針に基づき複数年とする必要があり、また、より長期に委託することによって民間事業者の創意工夫を促し、調査の質の維持向上や経費削減を図るため、これまでの2年間の契約から、今回は3年間の契約を予定している。